



発行：日本共産党橋本市委員会
住所：橋本市御幸辻167-1
電話：32-9243

9月議会 一般質問 報告

介護保険について

市議会議員 阪本久代

政府は8月21日、社会保障制度改革国民会議の提言を受け、改革のスケジュールを定めた「プログラム法案」の骨子を閣議決定しました。介護では

- 要支援者を保険給付からはずす
 - 一定以上の所得者の利用料を引き上げる
- というものです。

現在要支援の認定でサービスを受けている市民から「今と同じサービスが受けられるのか」「利用料が高くないか」と不安の声が出ています。そこで、市の考えを伺います。

健康福祉部長 答弁

社会保障制度改革国民会議が8月5日にまとめた報告書は、社会保障制度を「年齢別」から「負担能力別」への転換を掲げ、一定所得以上の受給者の利用負担を引き上げること、要支援サービスを段階的に市町村事業へ移行することです。

政府はこれを受け、8月21日に大綱を閣議決定し、秋の臨時国会に改革の手順を盛り込んだ「プログラム法案」を提出、来年の通常国会に「介護保険法改正法案」を提出する見込みとのこと。

要支援者を保険給付から外す点について、報告書では、保険制度改革ではなく、提供体制改革の一つとして位置付けています。

現行の地域支援事業を効率的な、(仮称)地域包括推進事業に再構築し、ボランティアなどの受け皿を確保しながら、要支援者へのサービスを段階的に移行させ、市町村が地域の実情に応じて柔軟で効率的にサービスを提供できるとの考えです。

国は段階的に市町村事業へ移行とのことですので、ハード面及び、ソフト面の充実・整備等々が市に求められ、対応に膨大な業務が生じるのではないかと苦慮しているところです。

また、報告書では、一定以上の所得がある利用者の負担を、現行1割負担から2割負担に引き上げる必要性を示しており、具体的には、来年の介護保険法の改正案に盛り込まれるものと思われませんが、詳細については現在のところ示されていない状況です。

今後の予定としては、平成26年度策定の第6期橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(平成27から平成29年度)に法改正を盛り込み、計画策定と並行し制度改正の周知を行ってまいりたいと考えています。

介護保険の改悪を許さず、充実を求めよう

橋本市において要支援1、522人のうち介護サービスを受けている人は248人、要支援2、695人のうち介護サービスを受けている人は357人です。認定を受けても、介護サービスを受けていない方が半数です。また、要支援者の介護サービスにかかっている費用は全体の5%にすぎません。要支援者に対する介護サービスは、介護度を上げない、また、在宅で長く過ごすためにも必要なものです。介護の質を下げず、負担も増やさないようにすることが大事です。要介3以上でないと施設に入所できないなど介護保険の改悪が次々報道されています。介護保険の改悪を許さない運動をしていきましょう。

無料法律相談

日時 11月1日(金) 午後3時～8時
場所 橋本市民会館2F 予約が必要です。

富岡清彦 33-0796・阪本久代 36-1493
古倉伸二 32-6406